

2017年を振り返って — 事務所の出来事編 —

早いもので今年1年が終わろうとしています。当所でも色々な出来事がありました。今月号は、この1年の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

H29.1 岐阜商工月報(1月号)に当所が特集で掲載されました

当所所長が毎月連載を掲載しております「岐阜商工月報」にて、新春特集に当所を取り上げていただきました。

特集では、当所所属の特定社会保険労務士9名で労働分野における課題・対応についての座談会を行いました。

H29.5 職員1名入社

新しい職員が1名入社しました。2歳の女の子のお母さんです。子育てと仕事を両立しながら、日々頑張っています。

H29.6 労働法講演会開催

昨年に引き続き、10年目の開催となりましたが、顧問先・会員事業所の多くの皆様にお越しいただき、大会議場が満席状態になりました。多数のご出席、ありがとうございます。

今年のテーマは、「働き方改革と企業人事」でした。働き方改革の理解とともに、労働基準監督指導の実務対応、また普及しているSNSへの対応をテーマに取上げました。

来年は、6月6日(水)に同場所(長良川国際会議場)での開催を予定しております。

H29.8 第49回(平成29年度)社会保険労務士試験

毎年8月の終わりに、社会保険労務士試験が行われます。

今年は1名の職員が試験に挑戦しましたが、合格率は6.8%ととても厳しく、残念ながらサクラを咲かすことはできませんでした。仕事と試験勉強を両立するのはとても大変ですが、また来年、合格するのを職員みんなで応援しています。

H29.12 職員1名入社

新しい職員が1名入社しました。中学3年生の女の子、小学2年生の男の子のお母さんです。子育てと仕事を両立しながら、日々頑張っています。

これで、当所において子育て中の職員が10名、そして小学生以下の子供の数は11名となりました。当所は、子育てをしながらでも働きやすい職場を目指しています。

☆ 今月号が今年の最終号となります。今年も1年ありがとうございました。

当所の冬休みは、12月29日(金)～1月7日(日)となっております。また、1月8日(月)の仕事始めは、職員全員で毎年恒例にしている伊奈波さんに初詣をし、本殿で祈禱をしていただきますので、急用の場合には当所の留守番電話にご伝言をお願い致します。戻り次第、ご連絡させていただきます。

来年も事務所職員一同、力をあわせてより一層頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

鉛筆子

人事労務に関する情報編

今年1年もラコン通信では人事労務に関するさまざまな情報を取上げてきました。

今月号では、今年1年間の振り返りと、来年について既に明らかとなっている改正動向をまとめてみました。

	労働・社会保険における法律改正	人事・労務を取り巻く出来事
H29.1	改正育児・介護休業法 施行 (介護休業の分割取得、有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和、マタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設など、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備する。)	労働時間適正把握のための 使用者ガイドライン策定 (厚生労働省は、使用者が労働時間を適正に把握するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定。本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を具体的に明らかにしている。)《ラコン通信2月号》
H29.3	健康保険法・介護保険法 (健康保険料率改定〔岐阜県 49.65/1000 から 49.75/1000 へ〕、介護保険料率改定〔岐阜県 7.9/1000 から 8.25/1000 へ変更〕。)	働き方改革実現会議 実行計画を決定 (働き方改革実現会議が、3月28日実行計画を決定。働く人の視点に立った働き方改革の意義、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療と仕事の両立、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労など。)
H29.4	雇用保険法 (雇用保険料率改定〔一般の事業 4/1000 から 3/1000、建設の事業 5/1000 から 4/1000 へ変更〕。) 《ラコン通信4月号》	
H29.9	厚生年金保険法 (厚生年金保険料率改定〔90.91/1000 から 91.50/1000 へ〕。) 《ラコン通信9月号》	
H29.10	最低賃金法 (岐阜県では776円から「800円」へ24円引上げ。10月1日発効。全国加重平均額25円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、昨年度と並んで最大の引上げ。) 《ラコン通信9月号》	
	改正育児・介護休業法 今年2回目の施行 (最長2歳まで育児休業の再延長が可能、子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ、育児目的休暇の導入を促進。)	
	育児休業給付金 支給期間が2歳まで延長 (保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになった。) 《ラコン通信10月号》	
H29.11		協会けんぽ マイナンバー制度による情報連携を開始 (11月よりマイナンバー制度による情報連携の本格運用が開始。)
H30.2		岐阜南年金事務所の適用・徴収機能を 岐阜北年金事務所へ移管・集約へ (適用・徴収業務の強化を図るために、岐阜南年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能を岐阜北年金事務所に移管・集約。)
H30.4	無期労働契約への転換が本格化 (平成25年4月以降に開始する有期労働契約が5年を経過する平成30年4月以降、無期労働契約への転換が本格化。)	

